

地域おこし協力隊について①

- 令和4年度の地域おこし協力隊の隊員数は、前年度から432名増の6,447人となり、インターン参加者数を含めた合計数は、6,813人となった。
- また、受入自治体数は、前年度から31団体増加し、1,118団体（受入可能自治体1,461団体の約77%）となった。

年 度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人	2,799人	4,090人	4,976人	5,530人	5,503人	5,560人	6,015人	6,447人
インターン参加者数													106人 (16人)	421人 (82人)
合計	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人	2,799人	4,090人	4,976人	5,530人	5,503人	5,560人	6,114人	6,813人
自治体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体	1,061団体	1,071団体	1,065団体	1,087団体 【2団体】	1,118団体 【2団体】

※ 隊員数、インターン参加者数、自治体数は、総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づくもの（いずれも特別交付税算定（令和4年11月末調査時点）ベース）。

※ 平成26年度から令和3年度の隊員数は、名称を統一した旧「田舎で働き隊(農水省)」の隊員数を含む。

※ () 内の数は、インターン参加者のうち、地域おこし協力隊に任用された者の人数（翌年度任用見込み者数を含む）。

※ 合計は、隊員数とインターン参加者数（翌年度任用見込み者数を除く）の合計値。

※ 【 】 内の数は、自治体数のうち、インターンのみ受け入れた自治体数。

参考：地域おこし協力隊について

隊員の約4割は女性

隊員の約7割が
20歳代と30歳代

任期終了後、およそ65%が
同じ地域に定住※R4.3末調査時点

○**制度概要**：都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

○**実施主体**：地方公共団体 ○**活動期間**：概ね1年以上3年以下

○**総務省の支援**：・**特別交付税措置**（隊員1人あたり480万円上限 等）

・**令和5年度予算 2.1億円**

- ・ 隊員のなり手の掘り起こし（地域おこし協力隊全国サミット 等）
- ・ 受入れ・サポート体制の強化（地域おこし協力隊サポートデスク 等）
- ・ 定住促進に向けた起業支援（起業・事業化研修 等）

地域おこし協力隊について②

地域おこし協力隊導入の効果
～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～



地域おこし協力隊

- 自身の才能・能力を活かした活動
- 理想とする暮らしや生き甲斐発見



地 域

- 斬新な視点
(ヨソモノ・ワカモノ)
- 協力隊員の熱意と行動力が
地域に大きな刺激を与える

地方公共団体

- 行政ではできなかった柔軟な地域おこし策
- 住民が増えることによる地域の活性化

地域おこし協力隊に係る地方財政措置について

◎ 地域おこし協力隊に取り組む自治体に対し、次に掲げる経費について、特別交付税措置



【隊員の募集・受入】

- ① 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：**300万円／1団体を上限**
 - ② 「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：100万円／1団体を上限
 - ③ 「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：100万円／1団体を上限(※1)、1.2万円／1人・1日を上限(※2)
- (※1) …団体のプログラム作成等に要する経費、(※2) …参加者の活動に要する経費

「特別交付税」は、受入自治体における取組実績を事後的に調査の上、実績に応じて総務省から自治体に対して交付されるものです。総務省から隊員の方に直接交付されるものではありません。

【隊員の活動期間中】

- ④ 地域おこし協力隊員の活動に要する経費：**480万円／隊員1人を上限**
 - ・報償費等…280万円（隊員のスキルや地理的条件等を考慮した上で、最大330万円まで支給可能。その場合も480万円が上限）
 - ・その他の経費…200万円（活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、研修等の経費など）

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和元年度から3年度までに任用された隊員を対象として、受入自治体が「任期の延長が必要」と認めた場合には、2年を上限として任期の特例を認めることとし、他の隊員と同様に報償費等について特別交付税措置。

- ⑤ **地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費(市町村のみ)：200万円／1団体を上限**

【隊員の任期終了後】

- ⑥ 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費：**100万円/隊員1人を上限**
 - ・任期2年目から任期終了後1年以内の起業又は事業承継が対象。
- ⑦ 任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：**措置率0.5**

◎ 都道府県に対し、以下の取組に要する経費について、普通交付税措置

- ① 地域おこし協力隊等を対象とする研修等
- ② 地域おこし協力隊員OB・OGを活用した現役隊員向けのサポート体制の整備